

荒川区立第三瑞光小学校いじめ防止基本方針（改訂）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「荒川区いじめ防止基本方針」（平成27年3月）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「第三瑞光小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと「校長—副校長・(主幹)・生活指導主任—いじめ防止対策委員会(生活指導部)—全教職員」の体系で組織を組む。委員会を開き、それぞれが情報を共有し、生活指導夕会や職員会議等において全教員間で共有し合い、いじめの早期発見・未然防止・解決に取り組む。
- (5) 相談窓口(スクールカウンセラーや養護教諭)を周知するとともに、児童に対して年3回(6月・11月・2月)、定期的にアンケートや個別の面談の実施、5年生全児童へのスクールカウンセラーとの面談の実施、個別調査表を作成して全教員での情報共有、いじめ防止対策委員会の継続指導の実施など、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「第三瑞光小学校いじめ防止基本方針」の策定

法13条の規定、及び「荒川区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめ防止等の取り組みについての基本的な方向、内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）

として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任（主幹）・生活指導部員・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取り組みを行う。

3 方針を受けた具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

「生命尊重」「いじめ防止」に関する授業を人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階に応じて指導内容の工夫を図り、年3回（ふれあい月間の月、6月・11月・2月の各月第2週から第3週の期間に全クラスで実施する。

イ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、規範意識を高揚させる。

ウ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、年度始めにいじめ防止研修を実施する。以降必要に応じて随時校内研修を実施する。

エ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童の心のケアができるようにする。5年生全員に面談し、いじめの早期発見、未然防止に役立てる。また、ふれあい月間にスクールカウンセラーによる教員への研修を実施する。

オ 児童の自己有用感の高揚

児童一人一人に自信をもたせる。

カ 保護者への意識啓発

年度始めの保護者会で学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。各保護者会では学年のいじめ防止の現状を報告し、いじめ防止への保護者の協力を要請する。

保護者、地域を対象に、学校がいじめの防止・消失を実施する。

キ 面談やアンケートによるいじめ調査

面談や区いじめ調査や「いじめ」についてのアンケートにおいて、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

ク インターネットを通じて行われるいじめ防止の対策

セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用して、全校で情報モラル教育を計画的に実施する。特に6年生は、中学進学前の2～3月に土曜授業公開等を活用して、保護者も含めて実施する。

(2) いじめの早期発見に関すること

ア 早期のいじめ実態把握

年3回定期的なアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。

イ いじめを訴えやすい体制の整備

保健室や教育相談室等の利用や教育センター電話相談等の児童や保護者、地域からの情報提供や相談を受けやすい体制を整備する。

ウ 情報の共有化

教職員及び関係者がいじめに関する情報の共有化を推進する。

(3) いじめの早期対応に関すること

ア いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、落ち着いて教育を受けられる環境を整備することと併せて、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめ解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

また、いじめを行った児童への依然とした態度での指導をするとともに、いじめを見ていた児童が自分の問題としてとらえられるような継続的な指導を行う。教職員全体で速やかに対応できるような組織体制を整備する。

ウ 関係機関との連携

子ども家庭支援センター等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所と連携して講じる。

エ 保護者等との情報共有

保護者会の開催などによる支援・助言や保護者との情報共有を進める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じるとは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは考えにくい」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会は調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等、その他必要な情報について適切に提供する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

(5) 重大事態の対処

ア いじめを受けた児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。

イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。

ウ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じ、福祉の専門的な観点からいじめを受けた児童の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、いじめを受けた児童とその家庭を支援する。

エ いじめで不登校になっているいじめを受けた児童を適応指導教室に通級させるほか、いじめを受けた児童の状況に応じて保健室登校を実施するなどの緊急避難措置を実施する。

オ いじめを受けた児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

カ いじめを受けた児童に対する暴力や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、いじめを受けた児童を守るとともに、周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。

第4 付則

- (1) この基本方針の施行に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。
- (2) この基本方針は、平成27年4月1日から実施する。